

別 紙

公開概要書

受付日	令和 8 年 6 月 22 日	回答日	令和 8 年 7 月 22 日	担当課	税務課
意見等の内容	市が地下トンネルの存在を認識していたにもかかわらず、その評価上の検討経過を示す資料が存在しないこと、また住民からの具体的な質問に対して「これ以上の見解を示せない」として説明を終了する対応について、市長は適切な行政運営であるとお考えか。 固定資産税評価額そのものの多寡を争うことのみを目的とするものではなく、市が認識していた事実を評価へどのように反映したのか、その判断過程及び説明責任が適切に果たされていたかについて確認を求める。 本件を単なる個別の評価額に関する意見ではなく、行政運営及び住民との信頼関係に関わる問題として受け止め、事実関係の確認及び必要な改善について検討すること。				
回答の内容	今回のお手紙の内容が、非常に重要な案件であるため、確認に日数がかかってしまい、お返事が大変遅くなりましたことお詫び申し上げます。 ご指摘の内容について、担当課に確認いたしましたところ、 ①地目を山林ではなく特殊の雑種地とすることについては、固定資産評価基準に照らし、当該山林はその経営に影響を与えるものではないと判断し、現行どおり山林として評価する旨を回答していること。 ②原野の価格を基準とし、当該山林を近傍地価額から90%以上の減価、または備忘価格1円とすることについては、公平・公正な課税を行う観点から、固定資産評価基準及び固定資産評価事務取扱要領に規定のない価格にはできない旨を回答していること。 ③当該山林について、道路トンネルを個別的減価要因としての検討した事実の有無については、固定資産評価基準及び固定資産評価事務取扱要領には、道路トンネルを個別的補正項目とする定めはなく、登記簿に区分地上権の登記がない土地であることから、検討は行っていない旨を回答していること。 上記についてこれまで同様の回答をしているため、令和8年6月19日付文書では、これ以上の見解は示せない旨を回答したとのことでした。 なお、改めて現地を確認したところ、道路トンネルの存在が、山林の価値や山林としての利用に支障が生じている事実は認められなかったとのことでした。 また、これまでもご説明しておりますとおり、当該山林の評価額は概して基準地を下回っており、環境等の減価要因が反映されています。 したがいまして、同趣旨の回答となり恐縮ですが、当該山林の評価は、固定資産評価基準等に基づき適正に行われたものであり、担当課がご説明した内容は、妥当なものであるという結論に至ったところです。				

	一方で、対象となる山林の評価に当たり、判断過程を含めた資料やご説明が十分ではなく、ご理解・ご納得いただける状況には至っていないことや、市の対応にご懸念をお持ちであることについては、私としても重く受け止めております。 市民の皆様からいただくご意見やご指摘は、行政運営を進める上で重要なものであり、私といたしましても今回いただいたご意見を真摯に受け止め、今後の市政運営の参考とさせていただきます。 また、固定資産評価審査委員会への審査の申出をされているとのことですので、今後は法令に基づく手続きの中で審査が行われるものと承知しております。市といたしましても、その結果を踏まえ、適切に対応してまいります。
--	--